

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月A会社（以下「会社」という。）に雇用され、トラック運転手として業務に従事していた。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日会社B支店の構内において、トラックの中に荷物を積み込むため、台車に段ボールを積み上げて押していたところ、頭より1m弱上にあつた重さ34kgの段ボールが請求人の頭の上に落ちてきて負傷した。請求人は、同月〇日C整形外科に受診し「外傷性頸腕症候群、頭頸部打撲傷」と診断され、同月〇日にはD病院に受診し「頸部痛、外傷性頸肩腕症候群、頭頸部打撲傷」と診断され、治療を継続した結果、平成〇年〇月〇日治ゆ（症状固定）した。

請求人は、治ゆ後障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第12級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第12級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、頰椎の可動域制限により、ドライバーとしての運転手生命が奪われたと主張し、障害等級第12級を取り消し、上位等級への見直しを求めている。

(2) 頰部を含む脊柱の運動障害について、障害等級認定基準では、要旨、X線写真等で脊椎圧迫骨折、および脊椎固定術が認められず、また、項背腰部軟部組織の器質的变化も認められず、単に、疼痛のために運動障害を残すものは、局部の神経症状として等級を認定する、とされている。

請求人の障害の状態について、D病院でのMR I画像検査報告書、E医師及びF医師の意見からは、請求人の頰椎に骨折等の頰部の器質的变化は認められておらず、傷病名は「外傷性頰部症候群」であり、請求人も審査官からの聴取によれば、本件傷病名について納得していることからしても、脊柱の運動障害として認定することはできないと判断する。

(3) なお、請求人が本件公開審理において、疼痛は無いが、頰が動かないと述べていることについて、当審査会としては、請求人に残存する障害が障害等級に該当するか疑問であると言わざるを得ない。しかしながら、再審査請求の性格上、原処分を請求人に不利益に変更すべきではないことから、監督署長が、疼痛により日常動作が阻害されていることが認められるとして、障害等級第12級の12「通常の労務に服することはできるが、時には強度の疼痛のため、あ

る程度差し支えがあるもの」に相当すると判断したことについては、取り消す限りではない。

- 3 以上のおりであるから、監督署長が請求人に対してした障害等級第1 2級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分は、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。